

## 食料・農業・農村基本計画の見直しについて

新たな食料・農業・農村基本計画については、食料・農業・農村政策審議会において検討が行われており、16年3月に閣議決定される予定である。

- 15年12月 食料・農業・農村政策審議会  
・基本計画変更についての諮問
- 16年1月～ 食料・農業・農村政策審議会企画部会  
・諮問の際に大臣から重点として指示のあった3課題(担い手・農地制度の改革等を中心に議論)
- 16年8月 中間論点整理  
9月～ 食料・農業・農村政策審議会企画部会  
食料自給率目標等政策課題の目標  
食の安全・安心の確保等の諸施策  
中間論点整理において今後詰めるべきとされた主要課題の具体像  
について議論
- 17年3月 食料・農業・農村政策審議会  
・新基本計画の答申  
閣議決定

## &lt;参考&gt;

食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日法律第百六号）抜粋

## 第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
  - 二 食料自給率の目標
  - 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

## （食料消費に関する施策の充実）

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。